

評議員会会議資料

(平成29年度第2回)

平成29年12月6日(水)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

平成29年度第2回神栖市社会福祉協議会評議員会次第

日 時：平成29年12月6日(水)

午後2時00分～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 理事の選任について

6. 閉 会

議案第1号

理事の選任について

<提案理由>

保立一男理事（会長）から、平成29年12月5日付で理事を辞任する旨の申し出がありました。

後任の理事1名（任期：平成31年度定時評議員会終結の時まで）を、定款第21条及び役員選任規程第2条並びに第5条の規定に基づき選任するものです。

別添の選任案について決議願います。

なお、後任理事選任後は速やかに理事会を招集し、会長選定の決議を行います。

平成29年12月6日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会

平成29年12月6日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
平成29年度 第2回 評議員会

理事選任案

前任者氏名 (就任期間)	後任理事選任案	
	氏名	選出区分、所属・役職等
保立一男 (H10.12.01~14.03.31) (H17.12.06~)	石田進 S33.09.02生	行政関係者(神栖市長)

※ 任期：平成31年度定時評議員会終結の時まで(残任期間)

<資料> 本会定款、規程等（抜粋）

<定款>

（構成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （4）予算及び事業計画の承認
- （5）計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録並びに事業報告の承認
- （6）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- （12）その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

（役員の定数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 15名以上18名以内
 - （2）監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の

関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員を選任に関する規程は、別に定める。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<役員選任規程(平成29年4月 改正)>

(理事)

第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業を営む団体の役員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (5) 議会
- (6) 行政関係者

2 前項に定める具体的選出区分については別表のとおりとする。

(欠員補充)

第5条 役員に欠員が生じた場合は、第2条又は第3条に規定するところにより選任する。

別表(役員選任規程第2条関係)

選出区分
1. 社会福祉事業を営む団体の役員 (内訳) 高齢者関係福祉施設 障害者関係福祉施設 本会が営む社会福祉施設の施設長 等
2. ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
3. 社会福祉事業について学識経験を有する者
4. 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者 (内訳) 企業関係団体 民生委員児童委員協議会 行政委員連絡協議会 更生保護女性会 PTA連絡協議会 等
5. 議会
6. 行政関係者
合計(15~18名)